

# 食品中の放射性物質への対応の流れ

## ■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）  
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

## ■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）

平成23年 3月18日～平成24年 3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件（0.88%）

平成24年 4月 1日～平成25年 3月31日 278,275件、うち基準値超過 2,372件（0.85%）

平成25年 4月 1日～平成26年 3月31日 335,860件、うち基準値超過 1,025件（0.31%）

平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日 314,216件、うち基準値超過 565件（0.18%）

## ■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

## ■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

## ■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1か月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など